



# 航空機内における電子機器 使用制限の見直しについて

2014年3月12日  
定期航空協会

## 航空機内における電子機器使用制限の見直しについて ①

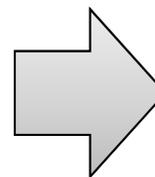


米国やEUとルールを整合を図るには、航空機を電子機器への耐性ごとに区分し、耐性に応じた使用制限に見直すとともに、着陸後のアナウンス以降は電子機器の使用制限を解除する必要があります。ただし、安全を前提に、秩序を乱すことなく、航空機内における電子機器の使用拡大を図るためには、分かりやすいルールとルールを守る高い安全意識が不可欠であり、以下の対応が必要と考えます。

### 航空機の電子機器への耐性確認について

すべての航空機が、適時適切に電子機器への耐性ごとに区分される必要がありますが、簡便でスムーズな手続きにより各航空会社の安全阻害行為への対応にばらつきを生じさせないために、以下の対応が必要と考えます。

- 具体的で分かりやすい耐性確認要領の策定・早期明示
- 耐性確認のエビデンスとして既存データの有効活用
- 告示改正前に各航空会社の航空機の耐性区分状況を航空局と航空会社で事前に共有



航空局に航空機の耐性区分(耐性確認結果)を提出した時点から新ルールの適用可

※ 社内マニュアルの変更は前提

### ドアクローズから離陸までの間の重要性について

ドアクローズから離陸までの間は、航空会社から搭乗旅客に対して、アナウンス、客室乗務員のデモンストレーション、ビデオ放映等により安全上の注意事項を伝える重要な時間帯であり、以下の対応が必要と考えます。

- 安全上の注意事項の説明時は、電子機器を使用しないよう注意喚起(本や新聞も同様)  
※ 従来の本や新聞に加えて、電子書籍やデジタルオーディオ機器が使用可能になると、安全情報の周知に支障を与えるおそれがあるため
- 携帯電話はドアクローズのアナウンスから機内モードに変更(もしくは電源をオフ)  
※ 携帯電話回線を遮断することで、電子書籍やデジタルオーディオ機器等の電波を発射しない電子機器と同じ取扱いが可能

## 航空機内における電子機器使用制限の見直しについて ②

### 離着陸時の携帯電子機器の収納について

搭乗旅客の怪我を防止するため、離着陸時は携帯電子機器を他の手荷物と同様に安全に収納する必要があり、離着陸時に手元に置いておける携帯電子機器の大きさ・重さの目安について整理が必要と考えます(以下は参考例)。

- シートポケットに無理なく収納できる大きさ  
(A4サイズ以下、かつ1kg以下)

### 電子機器の状態の確認について

携帯電話を機内モードに変更する等の案内・指示を徹底しますが、電子機器の状態の確認は搭乗旅客に実施していただく必要があり、搭乗旅客の安全意識向上に向けた注意喚起が必要と考えます。

### 航空会社の案内・指示に従わない場合の措置について

航空機内における電子機器の使用にあたり、乗務員の案内・指示に従わない場合は、航空法で禁止されている安全阻害行為として罰則が科されることを、改めて注意喚起する必要があります。

### 航空利用旅客へのルールの周知について

上記を含む航空機内における電子機器使用制限ルールについて、国からもホームページ等で航空利用旅客に分かりやすく周知および注意喚起をお願いいたします(右図は参考例)。

※ 参考:米国FAAポスター

